

我が国における図書館学教育の発展について

菅原 春雄

I はじめに

時折図書館大会、学会、研修会等に参加することがあるが、最後には図書館学教育、養成の問題、図書館法の改正の話題になる。

「図書館員の質の低下」とか「使いものにならない」とかよく聞くのである。また「大学における図書館学は何を教えているのか」「司書講習は即時廃止せよ」「高度な図書館学教育の充実を」等提唱している。

それでは、従来の図書館学教育はどのように行われていたか、歴史的過程の考察が必要であり、過去はどのように行われた。そして現在はどのように実施されている。この分析を理解しないで批判するのはおかしい。

いま図書館界の一般的動向とすれば、最終的には図書館法の改正となるが、現行の法令カリキュラムの範囲内での充実改善や方策の検討も必要である。そして今後の努力のもとに、将来の抜本的施策がなされるべきであると思う。そこで以下日本における図書館学教育の歴史的考察と現状分析、さらに将来の図書館学教育の展望などについて論究して行く。

II 日本図書館学教育史

日本の図書館学教育史を戦前、戦後の二つに分けて考察する。

1. 〔戦前〕

日本における図書館学教育及び養成はアメリカなど先進国からの影響が多いことは、すでに衆知のとおりである。

日本の図書館学樹立は大正15年(1926)今沢 茲海の「図書館経営の理論と実際」が出版された年¹⁾であるとか、明治40年10月(1907)図書館雑誌創刊号(日本文庫協会)に湯浅吉郎が発表した論文「図書館員養成の必要」²⁾、さらに田中稲城が明治20年代欧米の図書館学を

勉強に留学し、図書館学の新知識をたずさえてきた明治23年(1890)³⁾であるとか見解が様々である。以下年代順に追って見ることにする。

1880年(明治13)

以前文庫とか集書院、書籍館などと言われた名称がこの年図書館となった。読み方は「ヅシヨカン」

1892年(明治25)

日本文庫協会が設立された。

1897年(明治30)

- ・帝国図書館官制公布(勅令110号)
- ・帝国図書館長、司書長及司書任用ノ件(勅令114号)
- ・東京帝国大学附属図書館に図書館長が置かれた。

1899年(明治32)

- ・図書館令公布(勅令429号)

これは我が国最初の単独図書館法規である。

- ・「官立公立学校又ハ図書館職員ト教官其他教育事務ニ従事スル文官相互間転任ニ関スル件」公布(勅令第456号)

1900年(明治33)

- ・京都帝国大学附属図書館内に関西文庫協会創立なる。

- ・文部省「図書館管理法」刊

1901年

- ・東壁第1号創刊(関西文庫協会)

これは日本における最初の図書館雑誌であるが、残念ながら4号で廃刊。

1903年(明治36)

- ・日本文庫協会主催第1回図書館事項講習会が8月1日から14日まで東京の大橋図書館で行われた。この講習は我が国最初の図書館事務従事者の養成であった。⁴⁾

1905年(明治38)

- ・日本文庫協会が「図書館員たるべき免許状」を設定した。これは図書の管理には一種独特な技術的知識及び経験が要求されるとして、図書館経営を担当する場合、次の六課目の試験に合格しなければならないとして、課目をあげている。図書館史、実用的図書解題、図書分類

法、図書目録作成法、建築及び設備、実用的管理法等

1906年(明治39)

- ・第1回全国図書館大会開く。参加51名
決議1)図書館令の改正の件

2)図書館事項講習会を文部省の事業となす件

3)毎年1回大会を開く件

4)日本文庫協会報発行の件

- ・図書館令の改正(勅令274号)

図書館職員に館長、司書、書記を明記し、はじめて司書職を規定した。

これによって図書館員の身分と地位の向上を計った。

1907年(明治40)

- ・図書館事項講習会開設に関する建議を文部大臣に提出。

- ・日本文庫協会機関誌「図書館雑誌」刊

・全国図書館大会(東京)で「図書館職員養成所設置の件」協議題となる。

1908年(明治41)

- ・日本文庫協会から日本図書館協会と改称。

・文部省主催第1回図書館事項夏期講習会が開かれた。文部省主催による講習はこれが最初。

1909年(明治42)

・戸野周二郎「学校及び教師と図書館」という著作刊行。内容として図書館が社会教育上必要であることを強調。以下学校図書館の意義、図書館教育、図書館学の教授細目等記述。

・日本図書館協会(略称JLA)内に図書館養成所設置方法調査委員会設置。

1912年(明治44)

・JLAは「図書館職員養成所設置建議」の趣意書⁵⁾及び同規則案を文部省に提出。

1916年(大正5)

・山口県室積師範学校で正科に図書館科を置く。また同校教諭市毛金太郎著作「師範学校教程図書館学要項」を教科書として使用。

1918年(大正7)

- ・東京帝国大学に図書館学講座開かれる。

1919年(大正8)

- ・東大文科図書館研究会発足

1921年(大正10)

- ・文部省図書館員教習所開所なる。

この教習所は当時としては我が国はじめての試みで、図書館学教育、社会教育上きわめて重要な意義をもち、その内容においても、男女共学とし、講師も館界唯一の

メンバーで組織されている。⁶⁾

- ・「公立図書館職員令」公布 勅令336号

- ・図書館員教習所同窓会「芸艸会」を組織

1925年(大正14)

・文部省図書館員教習所を文部省図書館講習所と改称。

1933年(昭和8)

・図書館令改正公布 勅令175号、第11条「図書館ニハ館長並ニ相当員数ノ司書及書記ヲ置クベシ」と規定している。

1936年(昭和11)

・公立図書館司書検定試験規定⁷⁾(省令18号)これにより図書館員の自学発展の道が開かれた。

1937年(昭和12)

・第1回公立図書館司書検定試験施行。受験目的は図書館員としての基礎的教養を得るためとし、受験資格なしで毎年2月行ふ。

1938年(昭和13)

・青年図書館員連盟「図書館学及書誌学関係文献合同目録」刊

・第32回全国図書館大会で「図書館ノ立場ヨリスル国民教育革新案」を「教育審議会ニ対スル進言」として意見書提出。⁸⁾

1939年(昭和14)

- ・文部省主催中央図書館司書講習会開講

1941年(昭和16)

- ・同志社大学図書館学講習会開催

・文部省図書館講習所規則改正、修業年限9カ月に短縮。

1943年(昭和18)

- ・青年図書館員連盟解散

- ・文部省図書館講習所戦争可烈のため閉校。

- ・「図書館事業ノ体制確立ニ関スル請願」をした⁹⁾。

2. [戦後]

1946年(昭和21)

- ・日本図書館研究会創立

- ・同志社大学図書館学講習所開設。

これは本邦における民間の図書館員養成機関として最初であった。

・文部省より委嘱された委員会が「図書館法規に規定さるべき事項」¹⁰⁾を総めた。

1947年(昭和22)

- ・文部省図書館講習所を帝国図書館附属図書館員養成

我が国における図書館学教育の発展について

所として再開、入学資格は専門学校卒以上とし、修業年限2年に延長

1948年（昭和23）

・JLA内に図書館法委員会を置き、「図書館法」の協会案を文部省に提出。

・京都大学内に京都図書館学校創設。

1949年（昭和24）

・第1回 IFEL(Institute for Educational Leadership)の図書館学講習会が行われた。

・教員認定講習実施で、教育職員免許法施行規則第4章の規定する科目中に図書館学が認定された。

・帝国図書館附属図書館員養成所が文部省図書館職員養成所となり、規程も制定。

・関西大学図書館学講習所開設。

・大学基準協会「図書館員養成課程基準」作成。

・長期図書館学講習会開催

・文部省諮問機関 学校図書館協議会から「学校図書館基準」を文部大臣に答申。

・東京大学図書館学講習会開かる。

1950年（昭和25）

・図書館法（法第118号）公布、同法施行規則および細則公布

・東洋大学図書館学講座開講。

・文部省主催図書館専門職員養成講習開始。

・国家公務員職階制に司書職を指定。

1951年（昭和26）

・慶応大学に「日本図書館学校」開講。日本最初の大学正課での図書館学校で、主任教授ギットラー

(R.L. Gitler)¹¹⁾

・全国学校図書館協議会が司書教諭養成問題協議会を結成。

・図書館法に基づいて文部省専門職員養成講習を東北大、東大、京大、名大、九大で開講。

1952年（昭和27）

・日本図書館学会創立

1953年（昭和28）

・学校図書館法（第185号）公布

・西日本図書館学会、児童図書館研究会発足。

1954年（昭和29）

・文部省主催第1回司書教諭養成講習会開設。

・大学基準協会「図書館学教育基準」決定。

・日本図書館学会年報 創刊

1955年（昭和30）

・文部省主催による大学で行う図書館職員養成講習は

本年度で一応打切。

1959年（昭和34）

・JLAに図書館学教育部会設置

1960年（昭和35）

・国立大学図書館専門職員採用試験要項制定。

1961年（昭和36）

・文部省主催ドキュメンテーション講習会開催

1962年（昭和37）

・JLA全国図書館大会の決議にもとづき「図書館学教育の改善刷新に関する陳情書」を文部大臣に提出。またJLA文献情報活動委員会が「専門図書館の要求に適合する専門職員又はドキュメンタリストの養成について」結論をまとめた。

・日本ドキュメンテーション協会設立

1964年（昭和39）

・文部省図書館職員養成所から国立図書館短期大学に昇格

・JLA教育部会が図書館学教育改善試案の中間報告を発表

1965年（昭和40）

・JLA図書館学教育改善委員会が「図書館学教育改善試案」を発表、深川案ともいう。

1967年（昭和42）慶応大学文学部図書館科に大学院（修士課程）を設置

1968年（昭和43）

・図書館法施行規則の一部改正（省令第5号）

これにより従来の15単位から19単位に引上げられた。科目は1単位から2単位に、また分類、目録、参考業務に各演習が加わった。

1972年（昭和47）

・JLA教育部会が「図書館学教育改善試案」を発表、室伏案とも言う。

1973年（昭和48）

・大学基準協会大学基準分科会の図書館教育基準委員会を設置

1976年（昭和51）

・大学基準協会図書館情報学教育分科会が「図書館情報学教育基準案¹²⁾」作成、52年決定

1977年（昭和52）

・第2回目の「図書館白書77」刊（JLA）

・司書講習科目への要望

- 1) 図書館問題研究会が「本と子どもを結びつける 図書館員の養成を」として講習科目に「子どもに対する図書館奉仕」を設定してほしいと運動を広

げている。

- 2) JLA 公共図書館部会が52年度司書講習実施大学へ「児童に対する図書館奉仕」科目設定、講師に公共図書館関係者の適用を望む。

〔注〕 この年史作成につき次の資料を参考とした。

- ・佐野捨一 世界図書館年表 岡山理科大学 昭和52
- ・武居権内 日本図書館学史序説 早川図書 1976 P. 433—453.
- ・高橋重臣 図書館学教育の改善 図書館界 vol. 21. No. 6. P. 215—222.
- ・岡田 温 図書館教育の百年 現代の図書館 vol. 7. No. 1. P. 10—17.
- ・中村初雄 図書館員の理想像 現代の図書館 vol. 9. No. 2. P. 127—134.
- ・JLA 図書館ハンドブック JLA 1963
- ・JLA 図書館ハンドブック JLA 1977

Ⅲ 図書館員養成とその機関

図書館員養成の必要性についてはじめて強調したのは、「図書館員養成の必要」¹³⁾と題する湯浅吉郎の論文である。その後図書館員養成所の設置運動や、日本文庫協会、文部省等の図書館事項講習会をはじめとして、各種の現職者教育、新人養成が行われてきた。以下養成史を考察すると、いわゆる図書館学校(教習所、講習所、大学)と講習の二本建の養成に分けることができる。

1. 図書館員教習所¹⁴⁾……図書館短大¹⁵⁾

1912年(明治45)日本図書館協会内に図書館員養成所設置委員会を設け、その原案作成を行い、評議員会にかけ承認したが、JLAの事業とするには経費その他の面で難色を示し、文部省へ建議¹⁶⁾として上申した。これによって1921年(大正10)文部省図書館職員教習所として発足した。以来名称と制度が何回か変り、我が国唯一の国立図書館職員養成機関として、40年以上の歴史を持ち、千数百名の卒業生を送り出し、我が国の図書館界に貢献してきた。

昭和39年4月図書館界待望の国立の図書館短期大学が誕生した。図書館科及び別科がおかれ、続いて46年4月、図書館学科と文献情報学科の二つの学科が設置され、現在に至っている。館界では図書館短大から4年制大学への移行の早期実現を期待している。

2. 慶応大学文学部図書館学科¹⁷⁾ 18)

1951年(昭和26)図書館学の普及と発展をはかり、専門職員を養成するため、アメリカの図書館及び Library Schoolより著名な教授メンバーによって、日本図書館学校(Japan Library School)が創設された。当初はアメリカの援助を受けていたが、1956年より慶応大学自身の財政によって負うことになった。主任教授はローバート・エル・ギットラー(Robert L. Gitler)であった。その後1968年、図書館学科から図書館情報学科と名称変更、さらに1971年創設から20周年を記念し、カリキュラムの抜本的改革を行い、今日に至っている。

3. その他の大学における養成

湯浅吉郎、片山信太郎などが図書館雑誌に述べているように、日本でも早急に養成機関を設けるべきであると主張して各方面へ働きかけた。湯浅氏がアメリカ留学中、すでにアメリカにおいては大学に図書館学科が設置されていたわけである。だから日本においても大学に図書館学科または独立の図書館学校を作りたい気持はあったはずである。

ところで、日本において、はじめて大学に図書館学が開講されたのは戦後の1951年、慶応大学に図書館学校が開講されたのが最初である。私は従来の図書館教習所(現在図書館短大)も大学の一つとして入れるべきと思うが、教習所の歴史的過程において、専門学校、大学における図書館科設置運動(大会、建議)においても、結果として正規の大学または学校ではないという論者もいる。

大学に図書館学として課程または科目としておいたのは、東京帝国大学で和田万吉が図書館管理法要綱、書史学の講義を行った1918年(大正7)が最初であり¹⁹⁾、東大退官まで講義が行われた。

大学における図書館学の発展は戦後の図書館法制定以後である。

日本大学(1950)天理大学(1951)東大教育学部(1952)京都大学教育学部(1953)東洋大学(1959)等々であいついで図書館学が開講されてきた。カリキュラムは図書館法施行規則に基づいて編成されたのが大半であった。

のち、1949年大学基準協会が「図書館員養成課程基準²⁰⁾」を決定し、さらに1954年同基準協会が「図書館学教育基準²¹⁾」を決定した。

しかし、大学におけるカリキュラム設定基準は大学基準協会決定の二つの基準があるが、養成課程基準はほと

我が国における図書館学教育の発展について

んど適用されず空文に終わっている。大半は前述のとおり、司書講習科目の移行で単位数も15単位から20単位前後であった。また図書館学教育基準は大学における図書館学科への適用基準で、慶応、東洋、図書館短大と教えるほどである。

昭和40年頃 JLA の図書館学教育部会が図書館学教育改善試案²²⁾ を発表、図書館学課程におけるコア・カリキュラムと各館種別養成基準を試案した。

43年図書館法施行規則一部改正²³⁾ により、従来の15単位から19単位となり、演習が三つ加わり、従来よりきびしくなったとしている。

本来38単位にすべきだが、その一部分としての19単位としている。

改正により大学ではカリキュラムの再編成を行い19単位を最低基準とし教科課程を行った。

改正実施においても様々な議論がなされた。つづいて47年 JLA 図書館学教育部会が新たな「図書館学教育改善試案²⁴⁾」を発表した。

51年大学基準協会が29年図書館学教育基準の改訂試案として「図書館情報学教育基準案²⁵⁾」が発表され、また新たな議論をまきおこした。しかしながら改善試案、基準等出されながら現在は以前として改訂19単位を基本科目すなわち、講習科目を大学で講座科目として行っているのが現状である。

統一、標準化された大学における独自の図書館学教育基準の制度化を早く実現したいものである。

4. 講習 (図書館専門職員養成)

我が国における図書館員養成は1903年(明治36)8月1日～14日まで、日本文庫協会主催「図書館事項講習会」が東京の大橋図書館で行われたのが最初で、唯一の図書館員養成の講習であった。つづいて1908年から「中学教育夏期講習会」が開催されている講習科目に、新しく「図書館=関スル事項」が加えられた。その後図書館事項講習会を文部省主催において実施してほしいという要望が出され、1908年よりそれが実施された。さらに1909年以降には東京市教育会主催図書館科講習会等文部省、JLA、民間主催の各種図書館講習会が行われ、館員の再教育、新人養成、研修に大いに利用し、参加していた。

その間、1933年(昭和8)「公立図書館職員令」改正によって館長および司書の任用資格として「公共図書館司書検定試験」制度が設けられ、1937年(昭和12)より実施された。

しかしこの制度には種々の問題あり、年々受験者も減り、昭和12年から昭和18年まで7回行われ、合格者は全部で111名で図書館法成立以前まで制度はあった。

この制度は任用資格のため、単なる形式主義で、司書養成としての意味はなかった。

戦後における講習形式による司書養成は、昭和25年の図書館法の制定、同施行規則による講習の実施であった。

まず1950年(昭和25)9月から2カ月間、教育指導者講習会(Institute for Educational Leadership)を開催し、主として教育長対象の講習であった。また大学の図書館学科の担当者及び教員資格認定講習の講師の養成も同時に行われた。

それから次年より夏、7月11日より2カ月間、東北、東大、名古屋、京都及び九州の五大学で養成講習が開始された。

講習科目は図書館法施行規則に定められた15単位以上で、受講資格は大学(短大、旧専門学校等)卒、司書補有資格者などである。

修了後文部大臣より修了証書が交付される。

司書補講習は1952年度より開始された。

○ 講習科目

		司 書	司 書 補
必 修		図書館通論	1 図書館概論 1
		図書館実務	1 図書館整理法 2
		図書館選	1 図書館の目録と分類 3
		図書館目録法	2 閲覧と貸出 2
		図書館分類法	1 参考書解題 1
		レファレンス・ワーク	1 製本と修理 1
		図書館運用法	1 視聴覚資料 1
		図書館対外活動	1 図書館統計 1
		児童に対する図書館奉仕	1 複写技術 1
		視聴覚資料	1
選 甲		学校教育と公共図書館	1 図書館史 1
		成人教育と図書館	1 図書館施設 1
		特殊資料	1
		図書館施設	1
択 乙		図書館史	1
		社会学	1 社会教育 1
		社会教育	1 ジャーナリズム 1
		ジャーナリズム	1 速記法 1
	図書解題及び図書評論	1	
	図書及印刷史	1	

この講習は図書館専門職員養成講習で、いわゆる司書、司書補講習により現職者再教育の暫定認定講習で当分の間のみの予定であったが、以後新人養成の傾向に変わってきた。

当初よりこの講習実施については多くの論議を受けながらも続いていた。

カリキュラムにおいても、教科中心は公共図書館を対象としたもので、各種図書館側からも注文、改善改革の要望も打出された。

また現行の講習制度では廃止、不用論の声も聞かれ、1938年(昭和13)図書館法施行規則の一部改正を行い、司書講習の内容充実を図った。改正点の主なものは受講資格として大学在学中62単位以上単位を取得していれば司書講習が受けられること。すなわち短大卒以上の学歴を有するもので、司書資格を大学在学中に取得させると従来とちがって大きく開放したこと。司書補から司書受講に際しては実務経験3年以上が2年以上となった。

科目単位は従来の15から19単位になり、それぞれ2単位になり演習が加わった。

講習科目

司		書	
必 甲 修	図書館通論 2	選	青少年の読書と資料 1
	図書館資料論 2		図書及び図書館史 1
	参考業務 2		図書館の施設と設備 1
	参考業務演習 1		資料整理法特論 1
	資料目録法 2	丙 択	情報管理 1
	資料目録法演習 1		社会教育 1
	資料分類法 2		社会調査 1
	資料分類法演習 1		人文科学及び社会科学の書誌解題 1
	図書館活動 2		自然科学と技術の書誌解題 1
			マス・コミュニケーション視聴覚教育 1

注) 司書補の科目に従来どおり

この改訂についても様々な論議があった。この改訂で専門職員の資質向上はできるか、基本構想としての38単位へ移行はしないのか等も出され、その1部分としての19単位としている。それにしても改訂から10年になろうとしている今日、社会、館界の強い要請にも早急に答えなければならない時期にきている。

従来の現職者再教育的講習主義から脱皮し、時代、館界の要求する館員養成に切替える必要がある。それにはカリキュラム制度改革も修正していかなければならない。

5. 通信教育

大学、高校においてすでに通信教育制度が実施されているが、図書館学教育においても、最近、玉川、仏教、

近畿大学などで行われている。館界でも司書養成の通信教育化の促進の声も聞かれ、JLAでも事業計画²⁶⁾として通信教育による資格取得方法の検討という項目をあげている。

IV 養成における問題点

前述のように我が国における図書館員養成は大体四つの方法で行われている。大学における図書館学科、同じく大学で行われている図書館学課程と講習によるもの、そして通信教育とがある。

それぞれ教育課程もちがうわけであるが、大学における課程と講習科目との相互関係、ここに問題があり、大学課程における図書館学の低下にもつながる。(注)図書館法第4条2項参照

本来講習科目を前提として編成する大学の講座科目編成構成に問題がある。これは施行規則、図書館法の改正に他ならない。

よって大学における課程はその法規にしばられ、大学独自の自主性がカリキュラムに反映されない。だから各大学の教科内容²⁷⁾を見ると法令に従い編成され、その大学での準必修的に設けるか、選択科目に多少の特色を出している程度である。大学における課程は専門学科履修と平行して取得する方法で問題も多い故仕方ないことである。

ここに図書館員養成の質的低下や教科内容の不備、時間割編成、担当教員、実習諸設備の不完全等問題解決と今後の目標として、制度、規模、就職、高度なコアカリキュラム等の検討も今後進めなければならない。さらにこれからの大学における図書館学教育はどうあるべきか、科学哲学追求の方向か、職能教育としての技術性の追求かの方向を見い出して行かなければならない。

講習においても前述の如く、廃止論、いや現職者、新人養成として講習は継続実施すべきなど論争がある。

しかし現行上でも諸問題がある。期間、単位、科目内容、担当者、委嘱大学における問題等また、現代のいわゆる情報化社会における多様性として、大学においても、講習においてもカリキュラムは以前として公共図書館中心とした内容である。

最近では養成機関への要求として充実したカリキュラム編成(コアカリキュラムの充実)と各館種別職員の養成を要求している。

JLAの図書館学教育改善試案や次期図書館大学教科課程試案²⁸⁾などに見られるように、その要求は強いよ

うである。

養成問題として最後にJLAが「図書館白書77」に5つの指摘をしている。これを紹介すると

第1としてカリキュラムの内容の差

第2として担当教員の配置

第3として担当教員の質の問題

第4として受講生の問題

第5として司書を受入側の問題

である。さらにくわしく以下大学における問題点、講習における問題を指摘し、今後の充実、改善課題として検討して見る。

1. 大学における場合

図書館学科（慶応、東洋、図書館短大）を除く大半の大学では司書講習科目を基本としカリキュラムを編成し実施している。

履修は専門学部、学科を履修すると同時に教職と同じように資格が得られる方法として、図書館法施行規則（文部省令第5号）第4項2により「司書の講習を受ける者が、すでに大学（法附則第10項の規定により大学に含まれる学校を含む）において修得した科目の単位であって、前項の科目の単位に相当するものとして、文部大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目とみなす」と言う規定に基づき、各大学、短大で「司書講習の相当科目の単位について」という形式の書類を文部省へ伺いを出す、これによって相当科目が適当である場合図書館学が開講される。カリキュラムにおいて法令科目と相当科目の内容の一致という点で問題がある。

各大学では従って必修は法令どおり、それに大学独自で準必須として多少特色を出す程度、選択科目で大いに独自性を出せる可能性もある。しかしコアカリキュラムは公共図書館中心であるため、大学独自の特色は出せない。

法令の標準化のみ、それでは司書講習と何ら変りがない。従って大学における図書館学は低下のみ、各大学では講習とちがうとして必修、選択に多少工夫をしているところも見られる²⁹⁾。例えばJLAが各教育改善試案、など打出している中から多少取り上げ、館種別コース、あるいは、資料面、技術面、あるいは図書館実習を必修化して内容充実をはかっているところも多少ある。

この現況からこれからの図書館学教育を大学の中で、いかに導入して行くか検討しなければならない。

先に図書館員養成課程基準、図書館学教育基準、図書

館学教育改善試案、図書館情報学教育基準等発表されているが、大学におけるコアカリキュラムは何を基準にして等総合的に検討し、標準化されたものの実現を期待する。

次に図書館学教育担当者の問題である。大学における教員の資質は言うまでもなく大学設置基準等で規定している。図書館学においてはそれとともに別に設定の必要があると思う。現実には専任で1～2名、あるいは非常勤だけで行っているところもある。

それから図書館学における施設設備の充実も最近では必要視されてきている。

演習、実習の積極的体勢もこれから要求されてこなければならぬ。

また改革としてイギリスのような国家試験への移行も検討すべきであると思う。

2カ月あるいは大学における3～4年1～2年時における履修から卒業後実務実習半年、1年、2年、5年程度のインターン修了後改めて国家試験による司書有資格の輩出が必要ではないか。

これからは量から質のよい館員養成に務めなければならない。

図書館教育、図書館学教育は義務教育より計画し促進しなければならない。

大学教育として一般教養の必須として図書館教育、文献探索法なるいわゆる知的生産技術の取得方法、あるいは情報化社会に対処する情報処理の方法³¹⁾の知識として図書館、情報学が取り入れられることを期待する。

2. 講習における場合

講習は図書館法、同施行規則に基づいて実施されている。これは文部大臣の委嘱を受けて行われている。講習の目的は当初現職者の司書認定講習であったが、以後も継続し今日に至っている。

委嘱希望大学は文部大臣に委嘱申請書を提出する。書類によって審査し委嘱大学を決定する、委嘱条件は原則として四年制大学にする。地域は一ブロック一会場とする。

また委嘱大学は次の要件を具備していることとして

- 1) 図書館学科または図書館に関する講座が置かれていること
- 2) 図書館学についての専任の教授又は助教授が置かれていること
- 3) 大学に、講習の効果を高めるような専門図書ならびに演習に必要な諸設備が整備されていること

- 4) 講習の実施、運営が次のとおり行われること
 - ア) 受講人員は過剰とならないよう適切な定員を定めていること
 - イ) 講師に適任者が選ばれていること
 - ウ) 講義の内容が省令に定める科目の要旨に忠実であること
 - エ) 運営委員会等責任ある運営の体制が整えられていること
 - オ) 収支予算が適切であること

法に基づく講習も施行後30年になろうとしている。43年施行規則一部改正により従来の15~19単位に増加した。また受講資格として大学在学中62単位以上単位を取得しておれば受講できる。また司書補から司書への受講資格として従来の3年から2年に短くなった。

本来改訂としては38単位の線にもって行きたかったが、やもえず19単位にとどまっていた。この問題に対しても館界では多くの論議をあげている。以前として公共図書館中心の教科で、詰め込み、切り売り、アウトラインのみ概括的講義で、時間におわれ、充分なる教育はできない。担当者は所定の内容と範囲において行い、一方受講生は単位取得のみ、一時の理解のみ、両者の対話もなく二つの歯車がかみ合わないで行われている。講習期間、時間割編成、講義内容、講師、委嘱大学の運営等のあり方にも幾多の矛盾を感じるのである。

今後の講習実施にあたり将来展望にそった制度の改善を確立しなければならないと思う。

V 図書館学教育の内容と課程

A 内容

大学及び講習を主体としている我が国の図書館学教育は一定の教科課程を設定して行われている。

1. 大学における図書館学科

これは昭和29年大学基準協会が決定した「図書館教育基準」がある。さらに47年JLA教育部会が発表した「図書館学教育改善試案」もある。前者は大学における図書館学科設置する場合の一つのモデルである。後者は養成を三つに分け、専門司書は大学院で、普通司書1級はいわゆる図書館学科専攻、普通司書級は大学における図書館学課程で、さらに司書補は短大における図書館学課程でと分けている。このような改善試案にも反発も多く出され、論議をよんだ。さらに最近大学基準協会が29

年の改訂として「図書館、情報学教育基準」を発表して52年2月15日決定した。

別な面では館種別養成として40年の図書館学教育改善試案や次期図書館大学カリキュラム案など提示された。

大学の図書館学教育において、今後充実として、コアカリキュラムの改善か、職能教育としての技術性を強化するか総合的に検討すべきであろう。

2. 大学における課程、講座

大学における課程の基準としては昭和24年大学基準協会が決定した「図書館員養成課程基準」があり、同時に25年図書館法施行規則の制定に基づき、司書講習科目が大学における講座科目の適用を受け、準用した。よって上記の課程基準は空文に等しく、大方の大学では講習科目をそのまま講座科目としてカリキュラムを編成した。その後40年JLAの図書館学教育改善試案では大学における学科、又は課程として館種別養成が打ち出され、43年には図書館法施行規則の1部改正で、大学では改正19単位科目を基本にし、教科課程の改編を実施した。

各大学のカリキュラムを見ると諸基準の採用で混乱しているようである。大学課程として統一標準化されたカリキュラム内容にしてもらいたいものである。

3. 講習における内容

昭和25年図書館法施行規則における法定科目で実施されている。15単位で内容は公共図書館業務を中心としたものである。

その後43年同施行規則1部改正により従来の15単位から19単位になり、科目2単位つづ、演習が3科目に加わった。改訂として委員会では基本構想とすれば38単位にすべきとし、今回その1部分としての19単位として説明している。講習内容においても批判が出され、充実した館界の要求するカリキュラム体制であってほしいものである。

参考 神本光吉 図書館学教育論 法政大学文学部
紀要19 別冊 P16

B 教科課程

1. 教科目の変遷

図書館事項講習会に見られる科目としては、図書館設置及び管理に関すること、図書の整理法として分類、目録など、また書誌的知識として、書史学、徳川文学史など、さらに海外先進国の図書館情報として、欧米図書館

現情などが³¹⁾主で、対象は現職者の再知識としての教科目内容であった。また図書館教習所における内容は、新人養成として一般教養の知識から導入し、図書館における一般処理法から次第に図書館プロパーの講義へと充実改善されてきた。戦後における教科目は図書館法施行規則に基づく教科目と公共図書館運営上必要な教科目として設定されていた。

大学における教科目も講習同様公共図書館的教科の色彩が強かった。

30年代講習講座の特色として、レファレンスサービスの重要性から参考書解題評論、資料論、など取入れ、後半からドキュメンテーション(情報管理)の導入、40年代に入って情報学理論、情報処理関係科目が目立つ、また図書館学演習、ゼミ、図書館実習なる科目も徐々に加えられてきた。

科目もこのように館種別や館界の時代的要請により変化して、また高度化、多様化されてきた。

従来技術偏重科目から学理論追求への移行も進みつつある。

2. 講義要綱

よく学校の教科において「指導要領」に基づく教科指導が実施されているように、図書館学においてもその必要性を感じるわけである。図書館学指導者講習会において研究し、編集され、昭和26年8月発刊された「図書館学講義要綱」³²⁾がある。

科目は司書のみで、「図書館通論」「図書館実務」「図書選択法」「図書目録法第一部和漢書、第二部洋書」「図書分類法」「レファレンスワーク」「図書運用法」「図書館の对外活動」「児童に対する図書館奉仕」「視聴覚資料」だけ、司書補の科目についてはない。

従来講習、大学でも指針としてこれを参考にしていた。その後館界、時代の要請により、また担当者によって従来のものを基本にしながら独自の講義内容を作成し行っていた。以後このようなものがなく、教科と内容がちがうとかよく聞かれた。43年講習科目の改訂により科目と講義内容が示された。目録においてはNCRを中心に、分類においては、NDCを中心に……と単なる概要のみである。JLAではこの改訂科目を中心に図書館員指導資料として「司書講習講義要綱案」を作成³³⁾し、近い将来は「司書講習講義要綱」として完成させたいとしている。

またこれとは別にJLA教育部会が47年図書館学教育改善試案を発表したが、これに基づき、図書館学教授要

目委員会を設け、その主旨は大学における図書館学の教授要目を作成し、図書館学教育の内容の改善とその標準化をはかる目的として進められてきた³⁴⁾。

3. 図書館実習³⁵⁾ 36)

図書館学における理論と実践のなかで重要性があるのが、図書館実習である。

従来大学における学科課程や講習においても主力がおかれず、関心もうすく、また諸基準、各改善試案を見ても積極性がなく、付随して図書館実習を実施することが望ましいぐらいである。

図書館実習の必要性について館界でも多数の主張が続けられているが、なかなか実施されない。それは各基準、各改善試案などにおいても具体的積極性になっていないからである。しかし最近図書館短大その他の大学でその必要性を感じ積極的に実施されているのが目につく。実習の内外的準備の整備も今後検討され、図書館実習も教育実習や博物館実習が、すでに制度化され、実施されているように、図書館界でもその実現に努力しなければならない時期に来ている。

海外でもすでに図書館実習や現職者再教育としての研修が再検討とその充実に力を入れているようである。

VI 図書館学教育の現状と課題

いま全国の大学で図書館学を開講しているところは200大学近くあり、慶応大学、東洋大学、図書館短大をはじめとして、図書館学科、及び大学院による専攻から短大における図書館学習課程に至るまで、さらに毎年夏期及び夜間行われている文部省委嘱による司書、司書補講習があり、そこから輩出される有資格者は毎年相当数にのぼる。それに反し、就職しているものはごくわずかである。よってアンバランス現象、生産過多と質の問題が問われている今日である。養成問題の批判と改善要求も広げられている。JLA図書館白書も指適しているように、今日の問題として、教育内容の差とか、教育担当者、受入側、受講生問題と図書館学教育の課題として投げかけている。今後これらをどう解決して行くか当面の課題としてとりくんで行かなければならない。

VII むすび

以上概略的に考察してきたが、今後は教育内容においても差の統一から、さらに課程から学科への移行も考え

なければならない。早急にその可能性を検討しなければならない。そして従来の技術偏重、職能教育から高度な学理論教育の脱皮が、やがて専門職としての社会的評価が確立がなされるのである。さらに養成担当者の充実としては、すみやかに、図書館学教員養成機関の設置による養成が必要になってくる。図書館学設置については従来の文部省から協会の認定による認定図書館学校の設置、それから修了するところの卒業者は社会的にも評価されるべきで、それによって専門職が確立されるのである。講習においてはJLA主催による国家試験制度の実施を行うべきである。最後に総合的な図書館政策の確立を切望して終りとする。

〔補記〕

文中「次期図書館大学(仮)カリキュラム案」が出されているが、これは草野氏の提案によるもので、正式なカリキュラムは現在「大学創設準備室」を中心に、大学基準協会決定の「図書館、情報学教育基準」とあわせて検討中とのことである。よって具体的カリキュラムが発表されていないので、ここでは草野提案をもとにして考察したこと付記しておく。

註

- 1) 天野敬太郎 “日本図書館学史序説” 図書館界 Vol.2 No.1 (1950) p.2.
- 2) 湯浅吉郎 図書館員養成の必要 図書館雑誌 第1号 (1907) p.7~13.
- 3) 武居権内 日本図書館学史序説 早川図書 1976 p.71.
- 4) 同上 p.121.
- 5) 図書館員養成所設置趣意書 図書館雑誌 第15号 (1912) p.82-83.
- 6) JLA 図書館ハンドブック JLA 1963 p.58-60.
- 7) 乙部泉三郎 図書館の実際の経営 東洋図書 昭和14 p.65-67.
- 8) 裏田武夫, 小川剛編 図書館法成立史資料 JLA 1968

- p.65-67.
- 9) 同上 p.97.
- 10) 同上 p.113-132.
- 11) 武居権内 前掲書 p.391-392.
- 12) 図書館雑誌 Vol.70 No.12 (1976) p.499-501.
- 13) 湯浅吉郎 前掲書 p.7-13.
- 14) 石塚正成 図書館通論 明治書院 1966 p.241-247.
- 15) 図書館短期大学案内 昭和47年度版
- 16) 図書館雑誌 第15号 p.82-83.
- 17) 6と同じ
- 18) 学校図書館 No.7 (昭和26年5月) p.50-52.
武居権内 前掲書 p.396.
長沢雅男 “図書館、情報学の教育” Library and Information Science No.10, 1972 p.4.
- 19) 武居権内 前掲書 p.432.
- 20) JLA 図書館関係法規基準集 1971 p.121.
- 21) 同上 p.121.
- 22) 昭和40年度 図書館長並びに主務担当者研修会資料 日本私立大学協会 p.57.
- 23) 20と同じ p.18.
- 24) 図書館雑誌 Vol.66 No.6 (1972) p.281.
- 25) 図書館雑誌 Vol.70 No.12 (1976) p.499.
日本図書館協会 図書館学教育部会報 第5号 (昭和52) p.6.
- 26) 図書館雑誌 Vol.71 No.5 (1977) p.211.
- 27) JLA 図書館学教育担当者名簿昭和37-47年調査 JLA
- 28) 草野正名 “図書館員の専門性”, 図書館短期大学紀要 10集 1975 p.5.
- 29) 27と同じ
- 30) 拙稿 “情報化社会における情報処理技術論” 奥州大学紀要 No.2 (1970) p.51-60.
- 31) 湯浅吉郎 前掲書 p.121.
- 32) JLA 図書館学講義要綱 JLA 1960.
- 33) JLA 司書講習講義要綱案 JLA 1968.
- 34) JLA 図書館学教授要目 JLA 1976.
JLA 第7回図書館学教育研究集会資料 1974.
- 35) 図書館雑誌 Vol.70 No.12 (1976) p.485-498.
- 36) たちばな (50, 51) 図書館短大学生機関誌 (図書館実習特集)
- 37) 27と同じ